

意見募集要領

東大和市子ども・子育て未来プラン中間見直し（案）に係るパブリックコメントを実施します。

市では、「東大和市子ども・子育て未来プラン」に包含される5つの計画のうち、「第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画」及び「第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画」の中間見直しを進めています。このたび、中間見直し（案）をとりまとめましたので、その内容をお知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

1 東大和市子ども・未来プランの目的

東大和市子ども・子育て未来プランは、市内のすべての子どもたちの健やかな育ちと若者・子育て世代を支援するための総合的な計画です。市民一人ひとりが子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者、地域の関係者等と市が相互に協力し、地域社会が一体となって子どもたちの健やかな育ちと若者・子育て世代の支援を推進することを目的としています。

2 中間見直しの実施

計画の策定にあたり、国から「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示されており、その中で、幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業等）について、計画策定時に設定したそれぞれの事業の量の見込みと実績値が大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として計画の見直しが求められており、令和4年度がその中間年に当たります。

そこで、各事業の令和2年度、令和3年度の実績を検証した結果、計画策定時の量の見込みと実績値において大きく乖離している事業及び計画策定後に対象となった事業について、内容の見直しを行いました。

なお、見直しは当初策定の計画期間である令和2年度から令和6年度の5年間のうち、令和4年度から令和6年度までの3年間を対象として行いました。

3 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等

- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

4 意見の提出期間

令和4年11月15日（火）から令和4年12月14日（水）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

5 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧 子ども未来部 子育て支援課（東大和市役所1階7番窓口）

6 意見の提出先、方法及び提出様式等

- (1) 提出先 子ども未来部 子育て支援課（東大和市役所1階7番窓口）
- (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参 子ども未来部 子育て支援課（東大和市役所1階7番窓口）
- ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市子ども未来部 子育て支援課 宛て
- ・ FAX 042-563-5928
- ・ 電子メール kosodateshien@city.higashiyamato.lg.jp
- ・ 電子申請（下の二次元コードをスマートフォン等で読み取るか、URL からアクセスしてください。）



<https://logoform.jp/form/VfYv/165555>

- (3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人：住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人：事業所等の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等：事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名
- エ 市内在勤の個人：勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人：在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 本計画に利害関係があると認められる個人：利害関係を有することが明らかにできる事項、

住所及び氏名

キ 本計画に利害関係があると認められる法人等：利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

※上記事項を明記していない意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

7 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和5年1月下旬までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

8 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。